

各務原市任意インフルエンザ予防接種費の償還払に関する要綱

(令和3年10月14日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する任意インフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）に対する助成の対象者が、市外の医療機関で予防接種を受けた際の費用に係る償還払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 償還払の対象者は、第4条の予診票を交付され、市外の医療機関で予防接種を受けた者又はその保護者とする。

(対象となる予防接種)

第3条 償還払の対象となる予防接種は、予防接種を受けた日において各務原市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者が令和3年10月15日から令和4年1月31日までに受けた予防接種とする。

- (1) 生後6か月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 妊婦

(予診票の交付等)

第4条 この要綱の規定により償還払を受けようとする者は、予防接種を受ける前に市から各務原市任意インフルエンザ予防接種予診票兼接種券（以下「予診票」という。）の交付を受け、予防接種を受ける際に医療機関に提出しなければならない。

(償還払の申請)

第5条 前条の規定により予診票の交付を受けた者は、令和4年3月31日までに、任意インフルエンザ予防接種費償還払申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 予診票
- (2) 予防接種の領収書
- (3) 振込先の口座情報が確認できる書類

(支給の決定)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条第1項に規定する予防接種費を償還するものとする。

(償還払の額等)

第7条 償還払の額は、予防接種1回につき、申請者が医療機関において負担した当

該予防接種に係る費用の額と2,000円のいずれか低い方の額とする。

2 償還払の回数は、市が予防接種を委託した医療機関で予防接種を受けた回数と合わせて1回まで（13歳未満の者に対する予防接種については、2回まで）とする。

（不当利益の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為等により償還払を受けた者があった場合は、当該償還払をすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払をした額の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別記様式（第5条関係）

任意インフルエンザ予防接種費償還払申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所 〒
各務原市

氏 名
被接種者との関係
電話番号

インフルエンザの予防接種を受けましたので、各務原市任意インフルエンザ予防接種費の償還払に関する要綱第5条の規定により、予防接種費の償還を申請します。

【予防接種費の振込先】

金融機関名	店名	種目	口座番号	フリガナ	
銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	普通 当座		口座 名義人	

注意事項

- ・申請は令和4年3月31日までに申請してください。
- ・申請の際には、予診票、予防接種の領収書（原本）、口座情報が確認できる書類（通帳等）をご持参ください。
- ・領収書に明細の記載がない場合は、医療機関にて領収書内にインフルエンザの予防接種費である旨を記載してもらってください。

被接種者氏名		
区分（どちらかに○）	生後6か月以上中学生以下 / 妊婦	
接種した医療機関	名 称： 所在市町村：	
接種日	予防接種費	償還払い額
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円
合計	円	円

- 市 確 認
- 接種日において各務原市民
- 接種日は令和3年度
- 通帳等の写し受取
- 済証の発行
- 接種券は市指定を利用
- 接種券の医師署名・保護者自署

※太枠内は市で記入

受付者 _____